

社会鍼灸学研究会規約

1. 本研究会を「社会鍼灸学研究会」と称する。
2. 事務局を筑波技術大学保健科学部保健学科鍼灸学専攻、形井研究室に置く。
3. 本研究会の目的は、「日本の鍼灸の歴史と現状を踏まえて、鍼灸の分野に内在する諸問題を分析し将来に繋げる」ことである。
4. 代表世話人を形井秀一とする。
5. 研究会を年1回開催しその成果を公表する。
6. 当面、10年間を目途に活動する。

本規約は、2007年4月1日より、実施する。